

次

- 議会だより 1頁
- 地方選挙を前にして 1頁
- 優秀貯蓄団体表彰 1頁
- 町税満納整理調月間 1頁
- 教育功労者表彰 2頁
- 納税表彰式挙行 2頁
- 「広い土地南米へ」 3頁
- 税務広報 2頁
- 防火責任と設備について 3頁
- 第二回岡垣町農業祭について 3頁
- 退院を自祝して 5頁
- 国民年金制度について 6頁
- 吉木支部婦人学級視察 6頁
- 冬の「青少年を守る運動」 7頁
- 産業開発青年隊募集 7頁
- 俳句グループについて 7頁
- 人間法(抄2) 8頁
- 青少年学級発表会 8頁
- 農業の経済情勢 8頁

議会だより

に改めた
議案第七七号

第八回臨時町議会を十一月二十六日午前九時三〇分岡垣町議

會議事堂に招集され次の議案が議決された。

議案第七五号

岡垣町町営住宅管理条例の一
部を改正する条例①公営住宅法改正により、割増
賃料を徴収することになり從来
の收入基準では不合理のため第
二種住宅は一万六千円を二万五
千円に改め第一種住宅は三万二
千円を四万五千円に改めた。又
扶養親族一人に千円を控除して
いたのを二千円に改めた。

議案第七六号

課制施行に伴う条例の整備に
関する条例①岡垣町のすべての条例中の字
句に「主任」とあるを「課長」

地方選挙を前にして

(一)

昭和三八年の春は私たちが四年毎に迎える地方選挙が行われます。

地方選挙は、「地方に關するところが地方の住民が自分達の手で處理する」という地方自治の精神に立つて、地方

行政の代表者を選ぶものです。

一票の価値は重要です

われわれ住民は、選挙を通じてをまかせ、何をしようが次の

教育功労者表彰

表彰をして祝意を表した。

人間の最も基本的な課題である教育に、永年功労のあった左の四名の先生に、十一月六日県の教育委員会より教育功労者として表彰があつたので、当岡垣町教育委員会でも十二月十一日

山田小学校 校長 小早川愛住
吉木小学校 教頭 若山 延次
山田小学校 教頭 田代 利実
教諭 矢野 純子

町税滞納整理強調月間設定

納税組合を組織しましょ

この師走はボーナスの月でもあり、米の出荷代金のはいる時もあり、その他の家庭でも収入の多い月でもありますので、町税の滞納整理に積極的に乗り出すことに致しましたので、町民各位の御協力をお願いします。なお固定資産税の納期は十二月二十五日限りでありますので、失期なく御納入下さい。

課設置条例施行により從来の文書規程を廃止し、役場処務規程を設定し、その他役場内の事務処理上の規程を議決した。午後三時半本会議を閉会した。

優秀貯蓄団体表彰

受彰名 優秀郵便貯金団体表彰
受彰団体 婦人会上畠支部
表彰者 熊本郵政局長

婦人会上畠支部は、昭和三十年十月から自主運営による貯蓄推進を始め本年十月末にて郵便貯金一二〇万円の預金現在高となつた。

この団体の支部長以下全会員は、郵便貯金に対して非常に好意的且つ積極的に協力し他団体の模範たるもので郵政省では貯蓄の日を機会に、九州管内多数の表彰対象団体から選考し特に優秀団体として表彰された。

月二十五日限りでありますので、失期なく御納入下さい。

税金はなるべく納税組合を通して納税していくべき度いと思います。納税組合の未組織の部落は、年末年始の会合では是非結成していただくようお話し願います。

りこれを守ることから始めました。

所役者 口静江
行町任俵
發 垣 貴 長
印刷所 大和印刷所
有限公司 東郷 27番
電話 東郷 27番

選挙運動の制限

選挙運動は、候補者が立候補の届出を済ませた日から、その投票日までに限られています。したがって、この期限以外の運動は一切禁止されています。ことに届前の選挙運動は、いわゆる事前運動として厳重に禁止されています。

昭和37年12月20日発行

垣

町報

第3号

納税表彰式挙行

昭和三十七年度優良納税者表彰式は、去る十一月廿八日午前十時より、役場会議室にて実施した。今回の表彰の基準は左記の通りで被表彰者は夫々表彰状を授与した。

表彰の証衡基準

一、部落表彰

部落全納税者が組合に加入ししかも納期限内に完納していだいた部落又はこれに準ずるもの（大体九七%以上）

8部落

12組合
16名

二、納税組合表彰

組合員全員が納期に完納されたもののうち、特に優良組合として推薦していただいた組合、但し昨年度表彰組合を除く

12組合
16名

三、優良納税者

吉木 原 波津 湯川
手野 小坂 西黒山 東黒山
東黒山宇田組 山田上組
戸切畠 上高倉大山口
野間東組
吉木 川原ハルキ
手野 太田陀美子
花田タマエ
内浦 竹井 恵杜
波津 刀根 雅雄
原吉田ツヤ
東海老津 三好 孝
湯川 中川 都
新松原 広渡 菅勇
東黒山 小野 都
山田 松丸 正昭
上海老津 田中 靖
東海老津 吉田ツヤ
新海老津 三好 孝
上畠 神谷 実
高倉 小早川盛男
海老津 木原 幸敏
平山 正年

康な生活を送っています。

本県では海外移住を県政の重

要施策としてとりあげ、県民の移住促進にあらゆる努力を傾け

ております。

昭和二十七年から昭和三十六年迄に本県から四、〇八五名が移住し、全国でも一、二位を争う移住県として意欲を誇り、本年度においても毎船殆んど県出

身の移住者が乗船しており、多くの乗船予定者が乗船通知を待つてあります。

現在日本人が移住を許されている国々は受入の大宗ともいわれる「ブラジル」をはじめとして「パラグアイ」「ボリビア」「アルゼンチン」等の国々で、移住する場合は、永住する目的で如何なることもやりとげる強固な意志と健康な体力を持ち旺盛な労働意欲をもって移住しなければなりません。

尚農業移住が現在では主体となっているので農業経験が大切な要素となっておりますが経験のない「炭鉱離職者の皆さん」大農式農業技術と海外知識を教育する「炭鉱離職者農業訓練所（宗像郡宗像町）で二、三ヶ月間教育を受け移住することができます。又農業訓練を受ける炭鉱離職者の方々には次にかゝるような手当が支給されます

1、農業訓練手当
一日二七〇円（但し失業保険金を支給されていない人）の支給

2、農業実習手当
一日、四〇円（但し失業保険金日額二四〇円以上支給されている人）の支給

3、別居手当
一ヶ月三、六〇〇円（但し扶養親族と別居しなければならない場合）の支給等の特典があります。

平和で気候に恵まれた肥沃な新天地で新しい生活設計を樹立しましょう。詳細は役場経済課まで

助役逝去さる

昭和二十三年四月收入役、昭和二十八年から助役として、岡垣町発展のため、家をかえりみ

ず、寝食を忘れ日夜敢斗、村長

中西伍郎助役が、十一月十五日必死の看病、現代医学の粹を集めた施療にも拘らず十一月三十日六十三年の生涯をもって永眠されました。

役場では助役の長年の労苦と功績にむくゆる為、十二月四日役場葬を内浦公民館で挙行、町内外の知名士、助役の生前恩顧をうけた人三百名近くが参列、壮嚴盛大に告別する。

香典返しに

中西伍郎助役の遺族の方は、生前の交誼を謝する意味で多額の金を岡垣町社会福祉協議会に寄贈されました。



税務広報

☆所得税の青色申告

青色申告をすると色々税法上の特典がありますが、それには

- 1、「青色承認申請書」を3月15日まで税務署に提出し、承認をうけること。
- 2、前年12月末日現在で商品のたな卸をし、1月1日から所定の帳簿に記帳しなければならない。

一般の青色申告については

- 3、その年の収入計算ができるよう、売上帳、仕入帳現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費明細帳、固定資産台帳の七の簡易帳簿を備えて記帳していかよい

☆譲渡所得について

財産を処分するときは、税金のことも考慮にいれて下さい。

土地、家屋等を譲渡（資産の売却、交換、公売、公共団体からの收用等）することで生ずる所得を譲渡所得といふが、之には所得税がかかります。

譲渡所得の計算は

【収入金額 - (譲渡経費 + 譲渡資産の取得価格 + 設備費 + 改良費) × 1/2】

詳しいことは税務署にお尋ね下さい。

!! 広い土地南米へ !!

広い豊かな沃土と大きな繁栄を約束された中南米の親日的な国々が次代の発展をめざして「日本人」の移住を求めています。昭和二十七年移住再開以来、全国から四五、〇〇〇名の人々

が、中南米の新天地へ明るい新生活の希望と、大きな抱負に燃えて移住し、現在ではこれらの移住者は馴れない開拓生活のうち、将来への無限の期待に、胸をふくらませて不安のない健

設備について

消防法や八条に、学校、事業場、興業場その他多数の者が出来ます。消防法や八条に、学校、事業場、興業場その他多数の者が出来ます。

消防法や八条に、学校、事業場、興業場その他多数の者が出来ます。消防法や八条に、学校、事業場、興業場その他多数の者が出来ます。

近日中に当町消防本部より予防査察に行くことがありますから、再度確認の上、不備な点は早急に整備方をお願いします。

第一回　岡垣町農業祭について

本町第二回農業祭は、十一月二十三日勤労感謝の日を記念して、高倉神社で盛大に開催された。

本年は史上最大の豊作だと言われ、参加者もなごやかな顔をほころばせ盛会であった。

なお名行事の入賞者は次のとおりであった。

一、畜產品評會部門

特等賞	高倉	小早川	亨
一等賞	東黒山	野間	武内敏夫
二等賞	上高倉	海老津	吉田大坪
三等賞	高倉	糠塚	石田善内
	高倉	塚	田原利晴
	高倉	矢口	小曾我義雄
	高倉	上高倉	吉田武夫
	高倉	西黒山	吉田紀一
	高倉	高倉	吉田健藏
	高倉	上高倉	神谷恒喜
	高倉	西黒山	秋月昭人
	高倉	上高倉	吉田紀九郎
	高倉	東黒山	平井芳太郎
	高倉	梅野	辻安部
	高倉	高山	小西太田
	高倉	高崎	貴勝
	高倉	典之	次八
	高倉	藤雄	方明
	高倉	藤雄	勝雄
正矢口	下戸切	古小路	郡一
正矢口	吉	藤村	勝雄
正矢口	三	藤村	吉
正矢口	正矢口	門司	勝雄

二、耕耘機競技会部門

一、耕耘機競技会部門		三等 執 柿 高倉 大村 廬一 インゲン湯川黒住健一郎	
出場者 十九名		早生温州上戸切石田健藏 ホーレン草原 安部 翁	
一等賞	手野 俊口 和敏	燕 白菜	花田 計宣
二等賞	高倉 東黒山 山田 石田 肇	高倉 野間 高山	大村 勝彦
三等賞	高倉 戸内 旗生 吉田 小野 黙也	葱 元松原広渡	好代 一義
辻 正照	高崎 切 小西 貴勝 武鷹 俊美	百合 衣笠 源吾	門司 政信
野 伸	東黒山 中村 武内 忠義 正照	キヤベツ内浦竹井シゲノ	矢口 人蔘 東黒山
塚 三吉	糠塚 旗生 藤岡 久吉	人蔘 小野 黙也	門司 元松原広渡
間 旗生	糠塚 旗生 憲雄	大根 入江 繁美	政信 古部かやの
塚 藤岡	大根 旗生	白菜 野田 久吉	源吾 小野 黙也
正照 久吉			

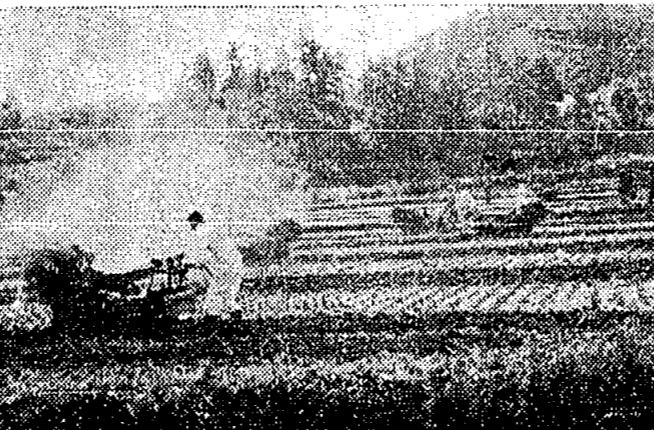
四、柑橘立木品評會部
門

(1) 成木の部

県畜産会長賞
全
高倉神社賞
小
武田
大

その他婦人会作品展示、小中学校作品展示、農業統計展示、農機具展示、郡内各中学校武道、相撲等の試合も行われ、にぎやかで有意義な一日であった。

三、農產物品鑑定會部門



出品点数
百一十六点

五、团体賞



高倉農業組合

2 農機競技会

一等賞	西	黒	山	柑橘組合	岩崎	重夫
二等賞	早崎	小	局	木原	友助	"
二等賞	海老津	大村	勝彦	麻生	隆	"
三等賞	東黒山	梅野	実	早崎柑橘組合	麻生隆	"
三等賞	糠塚	入江	文俊	共同組合旗生	武徳	"
上	緑ヶ丘	西森	和雄	海老津	石川	"
戸切	海老津	勇	上畠	柑橘組合神谷啓藏	花田	"
実	上畠					

退院を自初して



月英集

町会議員林昌木氏は十一月五日不慮の災禍で、中央病院にて加療中のところ、経過よく十一月六日退院、現在自宅で静養しておられます。御見舞御慰問を添うしたので、そのお礼にと金一封を岡垣町社会福祉協議会に寄贈されました。

国民年金制度について

我が国の年金制度は勤め人など特定の人々を対象にしたもので、一部分の人のみが、恩恵を受けてしまいました。しかし老後の生活保障が、特定の人々に、限られてよいはずはありません。一方社会の進歩とともにない生活機構も変り、家族制度の変革、公衆衛生や医学の進歩による死亡率の低下と共に老人の増加、交通量の増加などによる不時の事故あるいは、戦後私達が身を以って体験した経済変動など個人の力だけでは生活の保障を得ることがきわめて困難な場合が多いのです。このような点から全国民を対象とした年金制度すなはち国民年金制度が誕生したものであります。

抛出年金与

が始まったときすでに年金を受けなければならぬような状態にある人に対して国が全額負担して支給していくもので拠出年金のおぎないとして設けられたものです。制度の本筋である拠出年金は昭和三十六年四月一日から始まりましたがいよいよ本年五月から障害、母子、準母子遺児年金の支給の取扱いが開始されました。今回は紙面の関係上拠出年金について記載したいと思います。

抛出年金

◎必ず加入しなければならない人
二十才以上の人から明治四十四年四月以降に生れた人（昭和三十六年四月一日において五十才をこえない人）は必ず加入しなければならないことになつて

◎国も保険料を負担しています。前月まで月額一五〇円、三十五才になった月から六〇才になる月までは月額一〇〇円、

(二) 本に該当する人でも二十才以上であり明治四十四年四月二日以降に生れた人は希望によって加入出来ることになっています。また明治四十四年四月一日以前に生れた人は、加入出来ないことにになっていますが明治三十九年四月一日までに生れた人（昭和三十六年四月一日において五十才をこえ五十五才をこえない人）は昨年の三月三十日までに届出れば加入することが出来

二、保険料とその納付

◎国も保険料を負担しています
保険料の額は三十五才になる前
月までは月額一〇〇円、三十五
才になった月から六〇才になる
前月まで月額一五〇円を納付す
ることになっています。

(イ)所得がない人
(ロ)障害者又は寡婦で年間所得
　　が十五万円以下であるとき
(ハ)生活保護法による教育扶助

なにより万一の場合心配しないでいい。
▼前納の払い込みや免除の手続などもそのとき一緒に出来る。

不固定年金の障護年金又は
母子（連母子）福祉年金の

(2) 申請によって免除になる人（
申請免除）
(イ) 所得がない人
(ロ) 障害者又は寡婦で年間所得
が十五万円以下であるとき
(ハ) 生活保護法による教育扶助

える人……一〇年
え四五才……一年
え四四才……二年
え三四才……三年

所得控除

三、年金の支給

◎保険料の所得控除

毎年度の保険料は翌年度の四月三十日を過ぎると直接現金で納めなければならなくなり、国税徴収の例によつて徴収されます。国民年金は強制社会保険ですか。強制徵收が行つるつナですか。

保険料は国氏年金手

金印紙を貼付し、町役場で検認を受けることになっていますが、各人が検認を受けることは大変であるので、国民年金委員を通じて納付していただくようにしています。これによつて、▼まず一人一人が役場まで行かなくてすむ。

ることが出来ます。これは年金額を多くする面からも有利です

◎保険料を滞納した場合の徴収
毎年度の保険料は翌年度の四月三十日を過ぎると直接現金で納めなければならなくなり、国税徴収の例によつて徴収されます。国民年金は強制社会保険ですかう強制徵收が行つるつナですか

二三九

保険料は一月又は三月ごとに納付することになりますが、所得があつたときまとめて前納することも出来ます。この場合一年以上の分をまとめて納める割引が行われることになります。前納する場合には、印紙による前納と、現金による前納とがありますが印紙による場合は手続も簡単ですから利用者も多く、喜ばれています。

◎保険料の内
（二）住宅扶助などを受けるとき
　その他の所得が少なく保険
　料を納めることが困難と認
　められるとき

保険料の半額、すなはち一〇〇円の人に対しは五〇円、一五〇円の人に対しは七五円を皆さんに保険料につきだし、将来の年金給付のために積立てて運

◎保険料の前納

どを受けるとき
得が少なく保険
ことが困難と認
き

四〇才をこえ四一才……一五年
三九才をこえ四〇才……一六年
三八才をこえ三九才……一七年
三七才をこえ三八才……一八年
三六才をこえ三七才……一九年
三五才をこえ三六才……二〇年
三三才をこえ三六才……二一年
三四才をこえ三五才……二二年
三二才をこえ三六才……二三年
三一才をこえ三三才……二四年
三〇才をこえ三二才……二五年
三一才をこえ三一才……二五年
又はそれ以下の人

なおこの年令は昭和三六年四月一日現在に於ける年令です。

(回年金額)

○保険料の免除を受けている場合は三五〇円に免除期間の年数を乗じてえた額です。

○計算してえた額が一二、〇〇〇円未満の場合に於ては七〇才に達した後は一二、〇〇〇円になります。

○その他特殊の場合は若干調整されます。

◎通算老令年金

国民年金だけで前記老令年金の一定期間(表の通り)に達しないが、他の年金制度と通算するとの定期間に達する場合に六五才(希望すれば六〇才)になつたときから通算老令年金が支給されます。なお年金額については老令年金の例によつて計算されます。

◎障害年金

(イ)受給要件

事故発生の前の納期限まで引き続いて一年以上被保険者であり納期限までに保険料を納めていられる人が、日常生活に著しい制限

者になつたときはその翌月から支給されます。なお免除を受けている人は事故発生の納期限まで引き続き三年間被保険者であることが必要とされています。

(口)年金額
保険料の納付済期間に応じて二四、〇〇〇円から四二、〇〇〇円までとなっています。また障害の程度が重度の場合はこれに六、〇〇〇円が加算されます。

(ハ)併合認定
制度加入前後の障害程度を併せた結果によって障害年金が支給されます。

◎母子年金
(イ)受給要件
受給要件は障害年金の場合と同じで事故のあつた時を夫の死亡日と読みかえ妻が一八才未満の子を扶養する場合に支給されます。

◎年金額
(イ)受給要件
保険料の納付済期間に応じて一九、二〇〇円から二五、八〇〇円までとなっています。また子が二人以上あるときは一人増すごとに四、八〇〇円が加算されます。

◎遺児年金
(イ)受給要件
母子の場合と同じで両親と死別した十八才未満の子に支給されます。

(ロ)年金額
父又は母の保険料納付済期間に応じて一二、〇〇〇円から二一、〇〇〇円までとなっています。又子が一人以上のときは一人増すごとに四、八〇〇円が加算されます。

◎寡婦年金
夫が老令年金の受給要件を満しているながら老令年金を受給せずに死亡した場合に妻は夫に支給されるはずであった老令年金の半額を六〇才から六五才まで五年間受給することができます。

吉木支部婦人學級視察

岡垣町婦人会の活動はめざましく、十二月十一日吉木公民館で行われた吉木支部の婦人学級を観察する。吉木支部の会員の方と各支部から集った参觀者でさすがの吉木公民館もはりこぼれんばかり。午前九時半、定期通り開始、新生活運動にとりくんでいる婦人会、時間厳守もあつばれと感心させられる。金剛石の歌、支部長挨拶、中央学級、各支部の学習発表に続き、「親子の交流について」というテーマで吉木支部会員の方の座談会になつたが、町民の方全部に見てもらいたかった。なごやかな空氣のうちに、夫々体験と研究の中から生れた生きた切実な身につまされる言葉が、次から次に発言される。司会された石田静枝支部長さんの適切な問題提起、それぞれに対する方向づけ等があつたからこそ、これまで活潑に有意義な学習が出来たと思うが、婦人の方がそれも

吉木支部婦人

方は米穀通帳、部落長の証明書、
国民健康保険加入の場合は健康
保険の被保険者証、印鑑。

②死亡の場合

死亡届、消費世帯の場合は米穀
通帳、国氏年金手帳、部落長の
証明書、国民健康保険加入者の
場合は被保険者証及印鑑。

③転出の場合

転出証明書、消費世帯の場合は
米穀通帳、国保の被保険者の場
合は被保険者証及印鑑。

二日には、法務局小倉支局長白根先生をまねいて、「身近な法律」の講話をきく、熱心な質疑応答をやる、この時も役場の新館には立錐の余地がない位婦人の方が来ておられた。

×

十五日には、婦人会料理グループが、安部エミ先生をまねいて、「クリスマス用菓子の作り方と正月のつまみ」について学習する。

③駅の跨線橋の下り昇降口を増設方陳情

本件についても、ラッシュの混雑により事故発生のおそれがあるので前記同様早急な実現方陳情した。

④バス時刻の改善陳情

本件についても通勤、通学上不便なものがあるので目下交渉中である。尚列車ダイヤ改善については宗像町とも提携して運動中である。

◎死亡一時金

④転入の場合
転入証明書、米穀通帳、国保の
被保険者となる場合は被保険者
証、国民年金加入者の場合は年

二日には、法務局小倉支局長白根先生をまねいて、「身近な法律」の講話をきく、熱心な質疑応答をやる、この時も役場の新館には立錐の余地がない位婦人の方が来ておられた。

冬の「青少年を守る運動」について

一、趣旨

冬休みや、年末、正月年始の諸行事は、青少年の生活に深いつながりをもっていますが、このときに地域の青少年が楽しく健全に生活できるよう、家庭は勿論関係機関、団体並びに地域住民が積極的に協力し、青少年の健全育成を促進し、併せて病気、事故、非行等の防止をはかる。

二、主唱

県、町村青少年問題協議会

三、実施機関

県、市町村、警察本部

四、実施期間

昭和三七年十二月十日～昭和三八年一月十日

五、重点目標

- 1、青少年を酒、たばこの害から守ろう。
- 2、青少年と生活を楽しむ明るい家庭をつくろう。
- 3、青少年を非行、事故、病気から守ろう。
- 4、青少年を害する不良環境を浄化しよう。

六、実施事項

- 1、飲酒、喫煙が未成年者に与える医学的障害と、法の遵守指導をし、販売店、飲食店等の理解と協力を求める。
- 2、年末、年始には家庭生活の秩序も乱れがちになるので、各家庭とも、できるだけ青少年と過し、特に一週間に一回でも十日間に一回でも結構ですから家族全員で話し合いをされることを実行して下さい。この家族会議は、子供を説教するとか親をつるし上げるとかではなく、家族全員お互いの人格を認めあって、意見を出し合う。その中に自然と明るい楽しい家庭がじょう成される。青少年の保護育成は之が一番いゝ方法と思います。今の社会は、青少年の非行化には最もいゝ条件が充満し、青少年の性格がゆがんでおれば一触即発の機にたつてしま

す。之を救うものは家庭での愛情、家庭でのいこいしかありません。子供の信頼感をうること

俳句グループについて

婦人会長 長畠光子

岡垣町婦人会はこれまで生活改善や精神修養、知識の向上にと勉強して来ましたが、本年は更に政治や法律の面等を中央大学級で学習し、その外に料理グループと、少し趣きの変わった俳句グループを編成しています。

この俳句グループは先生を探している間に月日がたち、去る九月からやっと活動を始めました。先生は西日本新聞の俳句の選者山鹿桃郊先生で、今月は十七名の会員の方が大変熱心に又楽しく学んでおられました。まだ三四回の会合で、句作の妙味など私共初心者には分るはずもありませんが、グループの皆さんには口々に、句会のある日が待ち遠しいと言つておられます。たしかに俳句を作ることによつ

産業開発青年隊 募集

一、募集期間

昭和三七年一月一日～昭和三八年二月二八日

二、応募資格

◆幹部隊……募集人員二五名
◆海外へ移住又は派遣する者及び国内で訓練する青年隊の幹部要員となる人を中央訓練所で養成する。二一才～三五才までの男子で高等学校卒業以上上の学力を有する人。

- ◆中央隊……募集人員一〇〇名 海外へ移住し、国内で建設事業に従事する人を産業開発青年隊中央訓練所で養成する。一八才～二十五才までの男子で中学卒業以上の学力を有する人。
- ◆地方隊……募集四六五名 国内で建設事業に従事する人を県の訓練所で養成する。一八才～二十五才までの男子で中学校卒業以上の学力を有する人。

も必要ですが、その為にも是非家族会議を実施して下さい。

五、訓練期間

◆幹部隊……一年
(うち全日制訓練八ヶ月)

◆中央隊……一カ年
(内全日制訓練四月の予定)

◆地方隊……一カ年
(内全日制訓練六月の予定)

教育訓練に必要な経費は国、県で負担。全日制訓練の場合は生活費は一部国が補助し、他は本人負担。

実地訓練の場合は、賃金が出るので、生活費はそれをあてる

イ、入隊申込書
ロ、最終学校の卒業時の成績証明書

ハ、身体検査書
ニ、履歴書
ホ、海外移住希望者は海外移住同意書

一、国内就職の場合
昭和三六年度(三七年三月)修了した隊員は

建設会社に就職 七五%
一般会社に〃 一〇%
官公庁に〃 一六%
自當(建設関係) 一%

その他(建設会社からの申込は隊員数の六倍に達している)
ロ、海外移住の場合
昭和三一年度から修了者のうちブラジル移住希望者で、南米産業開発青年隊を編成し測量建設関係に四一%農業関係に三八%訓練所指導員一二%その他九%

九、修了後はどんなん方面に進出しているか

一、国内就職の場合
昭和三六年度(三七年三月)修了した隊員は

建設会社に就職 七五%
一般会社に〃 一〇%
官公庁に〃 一六%
自當(建設関係) 一%

その他(建設会社からの申込は隊員数の六倍に達している)
ロ、海外移住の場合
昭和三一年度から修了者のうちブラジル移住希望者で、南米産業開発青年隊を編成し測量建設関係に四一%農業関係に三八%訓練所指導員一二%その他九%

四、どんな訓練をうけるか

自動車免許、又は測量士の資格が取得できるよう指導する

(尚、移住の場合の渡航費は國が負してくれます。くわしいことは役場経済課に問い合わせて下さい。)

民法(抄二)

第百七十八条 動産ニ関スル物
權ノ譲渡ハソノ動産ノ引渡ア
ルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者
ニ対抗スルコトヲ得ズ

第六章 時効

第百四十四条 時効ノ効力ハソ
ノ起算日ニサカノボル
ニヨリテ中断ス

第百四十七条 時効ハ左ノ事由
ニヨリテ中断ス
一、請求
二、差押、仮差押又ハ仮処分
三、承認

第百四十九条 善意ノ占有者ハ
占有物ヨリ生ズル果実ヲ取得
ス

第二章 占有権

第百八十九条 惡意ノ占有者ハ果
実ヲ返還シ且ソノ既ニ消費シ
過失ニヨリテ毀損シ又ハ收取
ヲ怠リタル果実ノ代価ヲ償還
スル義務ヲ負フ

前項ノ規定ハ強暴又ハ隠秘ニ
ヨル占有者ニ之ヲ準用ス

第百九十三条 平穏且公然ニ動
産ノ占有ヲ始メタル者ガ、ソ
ノ動産上ノ権利ヲ行使シタ場合、
占有物ガ盜品又ハ遺失物ナ
ルトキハ、被害者又ハ遺失
主ハ盜難又ハ遺失ノ時ヨリ二
年間占有者ニ対シテソノ物ノ
回復ヲ請求スルコトヲ得

第百九十六条 物権ノ設定及ビ
移転ハ当事者ノ意思表示ノミ
ニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第百九十七条 不動産ニ関スル
物権ノ得喪及ビ変更ハ登記ヲ
ノ定メル所ニ從ヒソノ登記ヲ
ナスニ非ザレバ之ヲ以テ第三

第一編 物権

第一章 総則

第百七十六条 物権ノ設定及ビ
移転ハ当事者ノ意思表示ノミ
ニヨリテソノ効力ヲ生ズ

第百九十七条 不動産ニ関スル
物権ノ得喪及ビ変更ハ登記ヲ
ノ定メル所ニ從ヒソノ登記ヲ
ナスニ非ザレバ之ヲ以テ第三

人間のからだ

◆人間の素材

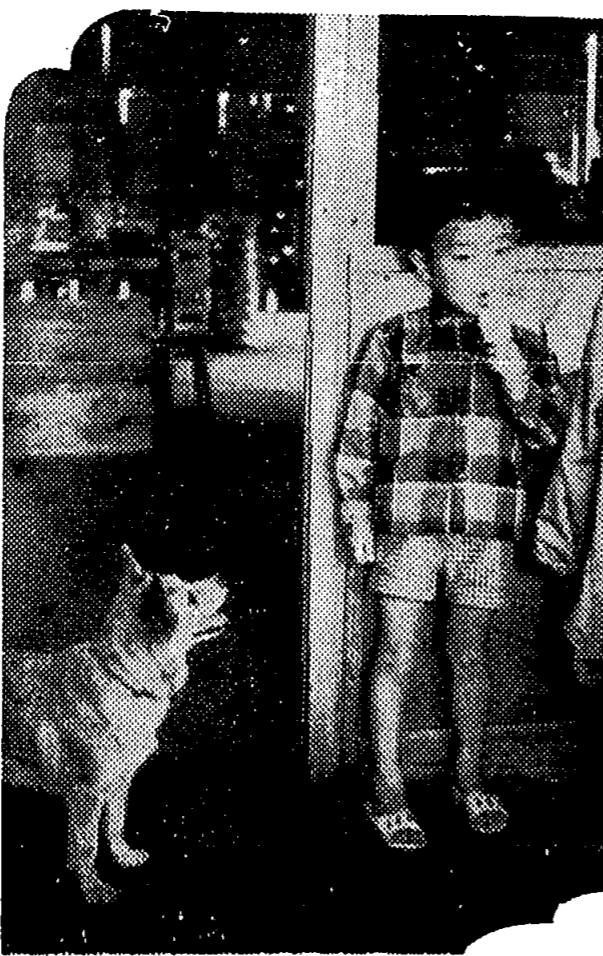
セッケン七個分の脂肪、四五
リットルの水、バケツ一パイの
石灰、硫黄錠剤一箱、五種釘一
本、九百本の鉛筆を作ることが
できる炭素、二千二百本のマッ
チ棒の頭につけられるリン、二
回の写真撮影ができる位のマグ
ネシユム。

◆胃袋

胃に一度に入れられる最大容
量は一、二リットル、御飯なら
茶碗で六パイ、中華ソバ四ハイ
パイ、アンミツ七ハイ。

◆血管と血液

全身の血管をつなぐと約一九
万八千キロ、東京—サンフラン
シスコ間を二往復、心臓が送り
担がかかる。



青年学級発表会

十一月九日(日曜日)午前十

時から岡垣町青年団は、青年学

級の研究発表会を催し、吉田公

民館長の力強い挨拶があり引続

き、左記五名の方が体験と研究

から出た有意義な発表に熱弁を

ふるい、午後三時頃まで、審査

員、改良普及所、筒井所長、衣

笠技師、中川技師をかこみ、農

村青年の進むべき道について座

談会をする。発表題と氏名

東黒山 小野歎也

一、食用トウモロコシを取り入れ
た経営 原 花田 計宜

一、イリコ加工について

波津 刀根 幸子 戸切 石田 光子

一、椎茸の家庭用栽培 野間 小早川真義

一、菜種の直播をとり入れた蜜柑の仮植育苗

シタルトキハ之ヲ提起スルコ
トヲ得ズ
シテ通行ノ場所及ビ方法ハ通行
權ヲ有スル者ノタメニ損害最
小ナキモノヲ選ブコトヲ要ス
モ少ナキモノヲ選ブコトヲ要ス
シテ且明繩地ノタメニ損害最
小ナキモノヲ選ブコトヲ要ス
通行權ヲ有スル者ハ必要アル
トキハ通路ヲ開設スルコトヲ
得

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第二百六条 所有者ハ法令ノ制
限内ニ於テ自由ニソノ所有物
ノ使用、収益及ビ処分ヲナス
権利ヲ有ス

第二百七条 土地ノ所有者ハ強
令ノ制限内ニ於テソノ土地ノ
上下ニ及ブ

第二百八条 土地ノ所有者ハ
界又ハソノ近傍ニ於テ牆壁若
クハ建物ヲ築造シ又ハ之ヲ修
繕スルタメ必要ナル範囲内ニ
於テ隣地ノ使用ヲ請求スルコ
トヲ得

但隣人ノ承諾アルニ非ザレバ
ソノ住家ニ立入ルコトヲ得ズ
前項ノ場合ニ於テ隣人ガ損害
ナルトキハ、被害者又ハ遺失
主ハ盜難又ハ遺失ノ時ヨリ二
年間占有者ニ対シテソノ物ノ
回復ヲ請求スルコトヲ得

第二百九条 土地ノ所有者
ノ動産上ノ権利ヲ行使シタ場合、
占有物ガ盜品又ハ遺失物ナ
ルトキハ、被害者又ハ遺失
主ハ盜難又ハ遺失ノ時ヨリ二
年間占有者ニ対シテソノ物ノ
回復ヲ請求スルコトヲ得

第二百十条 アル土地ガ他ノ土
地ニ囲繞セラレテ公路ニ通ゼ
ハ公路ニ至ルタメ開闢地ヲ通
行スルコトヲ得

第二百二十一条 リガ疆界線ヲ踰ユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百二十二条 通行權ヲ有ス
者ハ通行地ノ損害ニ対シテ償
金ヲ払フコトヲ要ス

第二百二十三条 土地ノ所有者
ハ隣地ノ所有者ト共同ノ費用
ヲ以テ疆界ヲ標示スベキ物ヲ
設クルコトヲ得

第二百二十四条 土地ノ所有者ハ
隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ米ル
ムベキ屋根ソノ他ノ工作物ヲ
設ケタルトキハ之ヲコトヲ得

第二百二十五条 土地ノ所有者
ノ竹木ノ所有者ヲシテソノ枝
ヲ剪除セシムルコトヲ得

第二百二十六条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百二十七条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百二十八条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百二十九条 土地ノ所有者ハ
疆界ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百三十条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百三十一条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百三十二条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百三十三条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百三十四条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

第二百三十五条 隣地ノ竹木ノ根ガ疆界線ヲ
踏みユルトキハ之ヲ裁取スルコ
トヲ得

◇ 農業の経済情勢

農林省は、農業に関する経済情勢の分析と見通しを行ないましたので、二、三列挙します。

福岡県では三十五年から農業観測を行っていますが次号には本県三十七年度下期の農業観測を登載します。

牛乳 一、三十六年度の牛乳の生産は前年度より十二パーセント増加したが、三十七年三月頃から乳価の値上げや搾乳牛頭数の増加により増加率が高まりント增加了が、三十七年七月では前年頃から乳価の値上げや搾乳牛頭数の増加により増加率が高まり三十七年四月から七月では前年同期にくらべ十六パーセント増加した。地域別には、四国ならば九州地方はひきつづき高い伸び率をしめし、また、三十五年三十六年と停滞していた北海道でも前年同期より十四パーセント増加した。

二、飲用向け牛乳の伸びは、三十六年度より十二パーセント増加したが三十七年にはいつていちじるしく低下しはじめ四月から七月では前年同期を五パーセント上回るにとどまつた。これは家計における消費はひきつづき増加しているが、店頭販売などが春以外の長雨による天候不順、三月よりの小売価格の値上げ、さらに粉末シユースやコラなどの清涼飲料の進歩などに影響されたためであった。

したがって、同期間の乳製品向けは二九パーセント増加し、乳製品の生産も増加したので、七月さく乳製品の工場在庫は、加糖れん乳ではかなり増加している。

三、生乳の農村価格（全国平均）は、三十五、三十六年度と回復上昇してきたが、三十七年度にはいつてもひきつづいて値上がりし、八月は飲用向け三三五円、乳製品向け三一〇円（いずれも一〇キログラム当たり）で前年同月にくらべていずれも十ペーセント高となつた。（見通し）

一、下期の生乳の生産は、搾乳牛頭数の増加率が上期よりやや低く、前年同期の十二パーセントよりやや上回る程度では

いかとみられる。

二、下期の生乳の飲用向けの需要は、上期（四月から七月）の低い増加率よりは回復するであろうが、生乳全体の生産の伸び率よりは下回るとみられるのでしたがって、乳製品向けの供給は、前年同期の増加率をかなり上回ることとなる。

三、以上のようみると下期の生乳の農村価格（全国平均）は、樂觀できないが、酪農会議による生乳出荷調整、乳業者による乳製品の自主調整保管、畜産振興事業団による指定乳製品の買い入れ、学校給食向け生乳の供給などの消費拡大措置も考慮されているので、夏冬の需給

二、同期間の鶏卵の消費は、家庭用および業務用向けは順調に増加し、また、マヨネーズ原材向けもひきつづき大幅に増加した。

しかし、鶏卵の輸出は中共、タイ産との競争などにより不振であった。

三、鶏卵の農村価格（全国平均）は、三十六年四月から八月は三十三年につぐ安値であったので、その後前年同期をやや上回ったにもかかわらず三十六年平均としては一七九円（一キログラム当たり）で前年同期を二パーセント下回った。三十七年四月から八月は一五四から一八九円で前年同期とほぼ同じであった（見通し）

一、三十七年度下期の鶏卵の生産は、成鶏めす羽数の増加率（見通し）で前年同期とほぼ同じであった（見通し）



の隔差のはげしい一部地域を除いては、現在の乳価水準はほぼ維持されるものと考えられる。

鶏卵 一、成鶏めす羽数は年々増加し、三十六年度は前年度をほぼ二十五パーセントから三十五パーセント上回ったとみられる。このため三十六年度の鶏卵生産は前年度を三十三三パーセント上回る七十二万七千トンに達した三十七年四月から六月の成績めす羽数は増加率が次第に低下し前年同期を十七から二十二ペーセント上回るにすぎなかつた。このため、同期間の鶏卵の生産も前年同期より十八パーセントの増加で、前年同期の増加率三十六パーセントにくらべていちじるしく低下した。

二、鶏卵の需要は、輸出は上期の状況が改善されそつもないのでは、前年同期にはおよばないであろうが、家庭用はかなり、マヨネーズ用もひきつづき大幅に増加するのである。

三、以上のようにみると、下期の鶏卵の農村価格（全国平均）は、前年同期の九〇円（一キログラム当たり）にくらべてやや高いであろう。

肉牛 一、役肉牛の飼養頭数は農業の機械化などにつれて三十一年をピークに三十六年まで減少傾向をみせ、三十七年（二

月一日調べ）も横ばいしているしかし、九州や東北および中國地方では増加している。一方牛板肉の生産も停滞しており、牛板肉の生産も停滞しており、同期をわずかに下回った。

二、同期間の牛肉の消費は豚肉の消費増加に影響されて、前年同期にくらべてかなり減少した。

三、肉牛の農村価格（全国平均）は、三十七年二月の一九六円（生体一キログラム当たり）で前年同期よりパーセント高であった。

一、下期の牛板肉の生産は乳用牛のと殺は現在および下期の乳価水準からみれば、急増するとは考えられないし、また役肉牛は飼養頭数が停滞しているので、前年同期と同程度がわずかに少ないものとみられる。

二、下期の牛肉の需要は、需用期でもあるから上期より強くあろう。下期の肉牛の農村価格（全国平均）は、前年同期の一九八円（去勢牛、めすおす平均生体一キログラム当たり）よりやや高いであろう。



が、少し余分が出来衣料にも金がまわせるようになった。朝暗いうちから夕べ星を覗くまで働く人たちは、新聞や雑誌の冊子も読めるようになつたら、それがその人の新生活である。少しでも進歩した生活、ほんの僅かでも昨日より建設的なよい生活、それが新生活である。絶えず工夫し、努力してよりよい生活を求めてゆくのが新生活運動である。町報がその片鱗にでもなれば幸いであるが――